

平成 21 年度 茨木市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路や公園整備等の都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

平成 21 年度の都市計画税（3,730,034 千円）は、以下の通り都市計画事業費等（10,261,883 千円）の財源として活用しました。

○平成 21 年度都市計画税使途状況

（毎年府に報告している「都市計画税の課税状況調」を基に作成）

（単位：千円）

都市計画事業費等		10,261,883
財源内訳	都市計画税	3,730,034
	一般財源等	1,940,223
	国府支出金	541,338
	負担金その他	1,267,988
	地方債	2,782,300

※都市計画事業費等 10,261,883千円の内訳

- ・街路整備 2,034,524千円
- ・公園整備 1,200,979千円
- ・下水道整備 1,460,402千円
- ・土地区画整理事業 116,442千円
- ・都市計画事業等に
係る地方債償還 5,449,536千円

（参考）

